

企画競争実施の公示

令和6年2月16日

東北地方整備局 山形河川国道事務所長 森田 裕介

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

本企画競争実施に係る契約相手方の決定及び契約締結の条件は、令和6年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達された場合とする。

1. 業務概要

(1) 業務名：最上川防災広報業務

(2) 業務内容：

①新聞広報検討

新聞に掲載する広報の全体構成・企画デザイン

②新聞広報原稿制作及び掲載

①に基づいた広報原稿の制作及び新聞掲載

(3) 履行期限：令和6年6月28日（金）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者であること。

なお、これに該当する場合には、企画提案書提出時に次に掲げる書類も提出すること。

更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者が提出を要する書類

更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

(4) 企画提案書の提出期限の日から、見積書の徴取の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 企画競争実施に係る説明書を3.(2)により直接交付を受けた者であること。

(7) 山形県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。

(8) 配置予定の業務管理責任者が、企画競争実施に係る説明書に定める要件を満たしていることを証明した者であること。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒990-9580 山形市成沢西四丁目3番55号
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 経理課
電話：023-688-8923（内線227）
電子メール：thr-761keiyaku02@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、託送（着払い・希望者の負担）、電子メール又は、(1)の場所で交付を行う。

ただし、交付を希望する場合は、令和6年3月7日（木）16時00分までに、(1)に送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）により申し出ること。

② (1)での交付期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月7日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から16時00分まで。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 : 令和6年3月7日（木）14時00分

② 提出場所 : (1)に同じ。

③ 提出方法 : 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）もしくは電子メールによるものとする。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書について、ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、「開示」を予定している書類とする。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。
- (9) 本企画競争実施に係る見積合わせは、契約相手方の決定を保留した上で行うものであり、履行開始日は令和6年4月12日、契約締結日は令和6年4月11日とする。また、暫定予算となり予算措置が全額計上されていない場合は、本予算成立を条件にして、履行期間を暫定予算の期間、契約額を暫定予算の額（暫定予算の期間を全体の履行期間で除して算出した額）とする。